

令和元年 12 月 26 日

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 佐藤 正宏
地方障害者雇用担当官 大高 夕佳
電話 017(721)2003

報道関係者各位

令和元年 障害者雇用状況の集計結果

～民間企業の雇用障害者数 3,545.5 人、実雇用率 2.29%ともに過去最高を更新～

青森労働局（局長 請園 清人）では、県内の民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者雇用促進法では、常時雇用する労働者の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けています。今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用の義務がある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

青森労働局では、引き続き法定雇用率未達成の民間企業・公的機関に対する指導を行ってまいります。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>【法定雇用率 2.2% 991 企業対象】※（ ）は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数	3,545.5 人	(3,475.5 人)	対前年 2.0%、70 人増加
・実雇用率	2.29%	(2.23%)	対前年比 0.06 ポイント上昇
・法定雇用率達成企業割合	55.1%	(52.9%)	対前年比 2.2 ポイント上昇

<公的機関>【法定雇用率 2.5%（ただし県教育委員会は 2.4%）】

県（3 機関）

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

・雇用障害者数	121.0 人	(117.0 人)	対前年 3.4%、4 人増加
・実雇用率	2.39%	(2.29%)	対前年比 0.10 ポイント上昇

市町村等（60 機関）

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を下回る。

・雇用障害者数	304.5 人	(319.5 人)	対前年 4.7%、15 人減少
・実雇用率	1.81%	(1.96%)	対前年比 0.15 ポイント低下

県教育委員会

○雇用障害者数は対前年と同数、実雇用率は対前年を下回る。

・雇用障害者数	142.0 人	(142.0 人)	前年と同数
・実雇用率	1.42%	(1.54%)	対前年比 0.12 ポイント低下

<独立行政法人>【法定雇用率 2.5% 3 機関対象】

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

・雇用障害者数	13.0 人	(11.5 人)	対前年 13.0%、1.5 人増加
・実雇用率	2.84%	(2.76%)	対前年比 0.08 ポイント上昇

障害者雇用状況報告の集計結果概要

1 民間企業における雇用状況（常用労働者 45.5 人以上規模企業）

（1）雇用障害者数、実雇用率【第 1 表、第 3 表】

- ① 雇用障害者数は、前年より 70 人増加し、3,545.5 人となり過去最高を更新。
- ② 雇用障害者のうち、身体障害者は 2,146.5 人（対前年 8 人増）、知的障害者は 910.5 人（対前年 6 人増）、精神障害者は 488.5 人（対前年 56 人増）であり、いずれも前年より増加しており、特に精神障害者の増加幅が大きくなっている。
- ③ 実雇用率は、2.29%（前年は 2.23%）と過去最高を更新し、法定雇用率達成企業の割合は 55.1%（前年は 52.9%）となった。

（2）産業別の状況【第 2 表、第 4 表】

- ① 産業別にみると、雇用障害者数は、「農・林・漁業」：28.0 人（0.8%）、「建設業」：96.5 人（2.7%）、「製造業」：896.5 人（25.3%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」：1.0 人（0.0%）、「情報通信業」：38.0 人（1.1%）、「運輸・郵便業」：183.0 人（5.2%）、「卸売・小売業」：527.0 人（14.9%）、「金融・保険業」：128.5 人（3.6%）、「不動産・物品賃貸業」：14.5 人（0.4%）、「学術研究・専門・技術・サービス業」：17.0 人（0.5%）、「宿泊・飲食業」：90.0 人（2.5%）、「生活関連サービス・娯楽業」：115.5 人（3.3%）、「教育・学習支援業」：36.0 人（1.0%）、「医療・福祉」：1,086.5 人（30.6%）、「複合サービス業」：75.0 人（2.1%）、「サービス業」：212.5 人（6.0%）であった。

※（ ）内は雇用障害者数の構成比

- ② 産業別の実雇用率は、「製造業」：2.36%、「運輸・郵便業」：2.38%、「金融・保険業」：2.23%、「宿泊・飲食サービス業」：2.32%、「生活関連サービス・娯楽業」：3.57%、「医療・福祉」：2.81%の 6 業種で法定雇用率 2.2%を上回っている。

（3）企業規模別の実雇用率の状況【第 5 表、第 6 表】

- ① 企業規模別にみると、雇用障害者数は、45.5～100 人未満企業で 673.0 人、100～200 人未満企業で 840.0 人、200～300 人未満企業で 485.0 人、300～500 人未満企業で 423.0 人、500～1,000 人未満企業で 412.0 人、1,000 人以上企業で 712.5 人であった。
- ② 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率である 2.29%と比較すると、
(イ) 45.5 人～50 人未満企業：3.99%、100 人～200 人未満企業：2.69%、200～300 人未満企業：2.53%、1,000 人以上企業：2.43%については上回っている。

(ロ) 50人～100人未満企業：1.72%、300～500人未満企業：2.08%、500～1,000人未満企業：2.09%については下回っている。

③ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～50人未満企業：46.3%、50人～100人未満企業：47.9%、100人～200人未満企業：68.7%、200人～300人未満企業：62.5%、300～500人未満企業：50.8%、500～1,000人未満企業：54.8%、1,000人以上企業：70.6%であった。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況【第7表】

- ① 法定雇用率未達成企業（445企業）のうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が78.7%（350企業）を占めている。
- ② また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は、法定雇用率未達成企業の68.3%（304企業）となっている。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）【第8表、第12表】

県の機関に在職している障害者の数は121.0人で、実雇用率は2.39%となり、前年に比べ0.10ポイント上昇している。

（県の機関は3機関中2機関が未達成）

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.5%）【第10表、第14表】

市町村等の機関に在職している障害者の数は304.5人で、実雇用率は1.81%となり、前年に比べ0.15ポイント低下している。

（市町村等の機関は60機関中35機関が未達成）

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.4%）【第9表、第14表】

県の教育委員会に在職している障害者の数は142.0人で、実雇用率は1.42%となり、前年に比べ0.12ポイント低下、不足数は前年より19.0人増加し、98.0人となっている。

3 独立行政法人における雇用状況【第11表、第15表】

独立行政法人（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は13.0人であり、実雇用率は2.84%と前年に比べ0.08ポイント上昇している。

（3機関中3機関で達成）

4 今後の取り組み

(1) 法定雇用率未達成の民間企業に対する指導

青森労働局、ハローワークでは「障害者雇用促進法」に基づき、未達成企業に対し、雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告等により厳正な指導を実施する。あわせて、以下の取組を実施することにより、障害者雇用の促進を図る。

- ① 雇用実績のない障害者雇用ゼロ企業や1人不足企業に対しては、ハローワークが中心となって就労支援機関と連携したチーム(障害者雇用推進チーム)を設置し、企業ごとの状況及びニーズ等に合わせて「障害者雇用支援計画」を作成するとともに、同計画に基づき、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着まで一貫した支援を行う。
- ② 雇用実績のない障害者雇用ゼロ企業や1人不足企業に対しては、地方公共団体、民間機関等が提供する障害者雇用企業見学バスツアー、職場実習、障害者トライアル雇用、ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金の利用を案内することを通して障害者雇用の促進を図る。
- ③ 障害の特性に応じた就労支援の強化や就労パスポート(就職や職場定着にむけて、障害者が自分の特徴や希望する配慮等を支援機関とともに整理し、事業主や安定所、支援機関の間で情報共有するためのツール)を普及することにより、障害者の職場定着を図る。

(2) 法定雇用率未達成の公的機関に対する指導

民間企業の先に立って障害者雇用を進め、模範となるべき公的機関については、未達成機関の長に対して早期の達成に向けた指導を実施する。

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

< 目次 >

1. 民間企業における障害者の雇用状況

第 1 表	障害者雇用の概況	1
第 2 表	障害者雇用の概況(産業別)	1
第 3 表	障害種別雇用の状況	2
第 4 表	障害種別雇用の状況(産業別)	3
第 5 表	障害者雇用の概況(規模別)	4
第 6 表	障害種別雇用の状況(規模別)	4
第 7 表	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	5
グラフ	民間企業における障害者の実雇用率と雇用者数の推移	6

2. 公的機関における障害者雇用状況(概況)

① 公的機関の障害別雇用状況

第 8 表	県機関	7
第 9 表	県教育委員会	7
第 10 表	市町村等機関	7
第 11 表	独立行政法人	7

② 公的機関の各機関別の状況

第 12 表	県機関	8
第 13 表	県教育委員会	9
第 14 表	市町村等機関	8,9
第 15 表	独立行政法人	9
◎	法定雇用率とは	10
◎	障害者雇用率達成指導の流れ	11

障害者の雇用状況

1. 民間企業における障害者雇用状況

青森労働局職業安定部職業対策課
(令和元年6月1日現在)

第1表 障害者雇用の概況

区分	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	③ 障害者の数(人)						F 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G うち新規雇用分	④ 実雇用率 (③E÷②)×100(%)	⑤ 法定雇用率達成企業数(社)	⑥ 法定雇用率達成企業割合(%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者に並びに精神障害者である短時間労働者	E. 身体障害者及び知的障害者に並びに精神障害者である短時間労働者のうち注1の()書きに該当する短時間労働者の数	F. 計					
青森県	991	154,778.0	665	146	1,683	656	117	3,545.5	346.0	2.29	546	55.1	
対前年増減数	▲10	▲1,267.5	6	10	46	12	▲8	70	▲43.0	0.06	16	2.2	
平成30年度	1,001	156,045.5	659	136	1,637	644	125	3,475.5	389.0	2.23	530	52.9	
全国	101,889	26,585,858.0	121,377	16,845	264,919	58,670	13,511	560,608.5	62,015.0	2.11	48,897	48.0	
平成30年度	100,586	26,104,834.5	117,892	16,026	249,458	54,156	12,847	534,769.5	60,491.5	2.05	46,217	45.9	

第2表 障害者雇用の概況(産業別)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						F 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G うち新規雇用分	④ 実雇用率 F÷②×100(%)	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者に並びに精神障害者である短時間労働者	E. 身体障害者及び知的障害者に並びに精神障害者である短時間労働者のうち注1の()書きに該当する短時間労働者の数	F. 計					
産業計	991 (1,001)	154,778.0 (156,045.5)	665 (659)	146 (136)	1,683 (1,637)	656 (644)	117 (125)	3,545.5 (3,475.5)	346.0 (389.0)	2.29 (2.23)	546 (530)	55.1 (52.9)	
農・林・漁業	13 (13)	1,464.0 (1,475.0)	6 (4)	0 (0)	15 (16)	1 (1)	1 (0)	28.0 (24.5)	3.0 (1.0)	1.91 (1.66)	8 (7)	61.5 (53.8)	
建設業	61 (58)	4,939.5 (4,673.0)	25 (24)	2 (2)	42 (35)	4 (4)	1 (1)	96.5 (87.5)	7.5 (6.0)	1.95 (1.87)	28 (24)	45.9 (41.4)	
製造業	199 (200)	37,923.0 (38,789.0)	191 (199)	22 (11)	444 (455)	88 (40)	9 (7)	896.5 (887.5)	50.0 (49.0)	2.36 (2.29)	112 (119)	56.3 (59.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	3 (3)	146.0 (141.5)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	1.0 (1.0)	1.0 (0.0)	0.68 (0.71)	1 (1)	33.3 (33.3)	
情報通信業	21 (21)	2,491.0 (2,465.0)	10 (9)	1 (0)	15 (13)	2 (2)	2 (1)	38.0 (32.5)	4.0 (4.0)	1.53 (1.32)	11 (10)	52.4 (47.6)	
運輸・郵便業	62 (65)	7,691.5 (7,895.0)	32 (37)	10 (9)	99 (100)	18 (9)	2 (0)	183.0 (187.5)	5.0 (11.0)	2.38 (2.37)	35 (35)	56.5 (53.8)	
卸売・小売業	151 (156)	29,268.0 (29,980.0)	87 (88)	20 (20)	279 (276)	92 (100)	16 (16)	527.0 (530.0)	47.0 (58.0)	1.80 (1.77)	56 (56)	37.1 (35.9)	
金融・保険業	9 (11)	5,752.0 (5,924.0)	35 (34)	1 (0)	55 (50)	3 (3)	2 (1)	128.5 (120.0)	8.0 (13.0)	2.23 (2.03)	4 (5)	44.4 (45.5)	
不動産・物品賃貸業	11 (10)	1,193.5 (1,088.5)	2 (2)	0 (0)	9 (5)	2 (2)	1 (0)	14.5 (10.0)	0.0 (1.5)	1.21 (0.92)	2 (1)	18.2 (10.0)	
学術研究・専門・技術サービス業	14 (14)	1,081.0 (1,120.0)	5 (5)	1 (1)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	17.0 (17.0)	3.0 (3.0)	1.57 (1.52)	6 (7)	42.9 (50.0)	
宿泊・飲食サービス業	35 (40)	3,871.0 (4,105.5)	15 (16)	7 (5)	39 (34)	23 (20)	5 (1)	90.0 (81.5)	15.0 (13.5)	2.32 (1.99)	25 (24)	71.4 (60.0)	
生活関連サービス・娯楽業	24 (24)	3,239.0 (3,251.0)	20 (17)	1 (0)	69 (69)	10 (9)	1 (3)	115.5 (109.0)	0.5 (3.0)	3.57 (3.35)	15 (14)	62.5 (58.3)	
教育・学習支援業	17 (17)	2,008.0 (2,036.0)	8 (6)	0 (0)	20 (21)	0 (1)	0 (0)	36.0 (33.5)	4.0 (8.5)	1.79 (1.65)	6 (7)	35.3 (41.2)	
医療・福祉	273 (268)	38,719.5 (37,965.0)	173 (160)	70 (73)	447 (412)	378 (420)	69 (90)	1,086.5 (1,060.0)	172.5 (187.5)	2.81 (2.79)	183 (169)	67.0 (63.1)	
複合サービス事業	19 (20)	4,157.0 (4,304.0)	20 (22)	1 (1)	33 (35)	2 (3)	0 (0)	75.0 (81.5)	3.0 (3.5)	1.80 (1.89)	8 (7)	42.1 (35.0)	
サービス業	79 (81)	10,834.0 (10,833.0)	36 (36)	10 (14)	111 (109)	32 (30)	7 (5)	212.5 (212.5)	22.5 (26.5)	1.96 (1.96)	46 (44)	58.2 (54.3)	

※()内は平成30年6月1日時点の数値

第3表 障害種別雇用の状況

区 分	①障害者の数(人)		②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
	A.実障害者数 ② (a+b+c+d)+ ③ (a+b+c+d)+ ④(c+d)	B.算出障害者数 ②e+③e+④f	a.重度身体障 害者	b. 重 度 身 体 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	c. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者	d. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	g. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	c. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者	d. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	g. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精 神 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	e. dのうち注1 ()書きに該当 する短時間勤 務精神障害者 の数	f. 計 a×2+b+c+ (d-e)×0.5+e	g. うち新規雇 用分	
青森県	令和元年	3,150	3,545.5	600	113	772	123	2,146.5	131.5	65	33	613	269	910.5	90.5	298	264	117	488.5	124.0
	対前年増減数	74	70	3	16	▲11	▲6	8	▲25	3	▲6	20	▲28	6	▲11	37	46	▲8	56	▲7
	平成30年度	3,076	3,475.5	597	97	783	129	2,138.5	156.5	62	39	593	297	904.5	101.5	261	218	125	432.5	131
全国	令和元年	461,811	560,608.5	100,840	12,501	131,503	16,900	354,134.0	28,337	20,537	4,344	73,679	18,572	128,383.0	14,233	59,737	23,198	13,511	78,091.5	19,445.0
	平成30年度	437,532	534,769.5	98,193	11,691	129,993	16,276	346,208	28,506	19,699	4,335	68,757	17,353	121,166.5	14,074	50,708	20,527	12,847	67,395.0	17,911.5

第4表 障害種別雇用の状況(産業別)

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
	A. 実障害者数 ②(a+b+c+d)+ ③(a+b+c+d)+ ④(c+d)	B. 算出障害者数 ②e+③e+④f	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	g. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	g. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち注1の()書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	f. 計 a×2+b+c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	3,150 (3,076)	3,545.5 (3,475.5)	600 (597)	113 (97)	772 (783)	123 (129)	2,146.5 (2,138.5)	131.5 (156.5)	65 (62)	33 (39)	613 (593)	269 (297)	910.5 (904.5)	90.5 (101.5)	298 (261)	264 (218)	117 (125)	488.5 (432.5)	124 (131)
農・林・漁業	22 (21)	28.0 (24.5)	6 (4)	0 (0)	6 (7)	0 (0)	18.0 (15.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	6.0 (6.0)	0 (1)	3 (3)	1 (1)	1 (0)	4.0 (3.5)	3 (0)
建設業	73 (65)	96.5 (87.5)	25 (24)	2 (2)	32 (25)	1 (0)	84.5 (75.0)	5.5 (4)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	1 (1)	3.5 (4.5)	0 (2)	7 (6)	2 (3)	1 (1)	8.5 (8.0)	2 (0)
製造業	745 (705)	896.5 (887.5)	164 (171)	15 (8)	192 (210)	23 (9)	546.5 (564.5)	15.5 (19.5)	27 (28)	7 (3)	194 (190)	48 (22)	279.0 (260.0)	23 (17.5)	58 (55)	17 (9)	9 (7)	71.0 (63.0)	11.5 (12)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (1)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	1.0 (1.0)	1 (0)
情報通信業	28 (24)	38.0 (32.5)	10 (9)	1 (0)	10 (11)	0 (1)	31.0 (29.5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	5 (2)	2 (1)	2 (1)	7.0 (3.0)	2 (2)
運輸・郵便業	159 (155)	183.0 (187.5)	31 (36)	10 (9)	80 (82)	13 (7)	158.5 (166.5)	3 (10)	1 (1)	0 (0)	11 (8)	3 (2)	14.5 (11.0)	1 (1)	8 (10)	2 (0)	2 (0)	10.0 (10.0)	1 (0)
卸売・小売業	478 (484)	527.0 (530.0)	84 (85)	12 (11)	103 (102)	20 (23)	293.0 (294.5)	24.5 (17)	3 (3)	8 (9)	124 (130)	42 (40)	159.0 (165.0)	10 (18)	52 (44)	30 (37)	16 (16)	75.0 (70.5)	12.5 (23)
金融・保険業	94 (87)	128.5 (120.0)	33 (32)	1 (0)	25 (26)	0 (1)	92.0 (90.5)	4 (6)	2 (2)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	13.0 (13.0)	0 (2)	21 (15)	3 (2)	2 (1)	23.5 (16.5)	4 (5)
不動産・物品賃貸業	13 (9)	14.5 (10.0)	2 (2)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	7.0 (6.0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	6.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	1.5 (1.0)	0 (0.5)
学術研究・専門・技術サービス業	12 (12)	17.0 (17.0)	5 (5)	1 (1)	4 (6)	0 (0)	15.0 (17.0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)	1 (0)
宿泊・飲食サービス業	84 (75)	90.0 (81.5)	12 (10)	7 (5)	15 (13)	6 (9)	49.0 (42.5)	2.5 (5.5)	3 (6)	0 (0)	17 (12)	11 (9)	28.5 (28.5)	8.5 (5)	7 (9)	6 (2)	5 (1)	12.5 (10.5)	4 (3)
生活関連サービス・娯楽業	100 (95)	115.5 (109.0)	12 (9)	1 (0)	17 (18)	3 (2)	43.5 (37.0)	0 (1)	8 (8)	0 (0)	47 (48)	5 (4)	65.5 (66.0)	0.5 (0)	5 (3)	2 (3)	1 (3)	6.5 (6.0)	0 (2)
教育・学習支援業	28 (28)	36.0 (33.5)	8 (6)	0 (0)	9 (10)	0 (1)	25.0 (22.5)	0 (2.5)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	7.0 (7.0)	4 (4)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	0 (2)
医療・福祉	1,068 (1,065)	1,086.5 (1,060.0)	153 (146)	52 (50)	205 (197)	50 (70)	588.0 (574.0)	61.5 (73.5)	20 (14)	18 (23)	146 (134)	146 (202)	277.0 (286.0)	38.5 (44.5)	96 (81)	182 (148)	69 (90)	221.5 (200.0)	72.5 (69.5)
複合サービス事業	56 (61)	75.0 (81.5)	19 (22)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	55.0 (61.0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	9 (12)	1 (2)	11.5 (13.0)	0 (1.5)	8 (7)	1 (1)	0 (0)	8.5 (7.5)	1 (1)
サービス業	189 (189)	212.5 (212.5)	36 (36)	10 (10)	55 (58)	7 (6)	140.5 (143.0)	9 (10.5)	0 (0)	0 (4)	34 (30)	12 (15)	40.0 (41.5)	5 (5)	22 (21)	13 (9)	7 (5)	32.0 (28.0)	8.5 (11)

※ ()内は、平成30年6月1日時点の数値

第5表 障害者雇用の概況(規模別)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注1の()書きに該当する短時間労働者	F. 計 A×2+B+C+D-E×0.5+E				
規模計	991 (1,001)	154,778 (156,045.5)	665 (659)	146 (136)	1,683 (1,637)	656 (644)	117 (125)	3,545.5 (3,475.5)	346.0 (2.23)	2.29 (530)	55.1 (52.9)	
45.5～50人未満	67 (74)	3,170.5 (3,493.0)	15 (10)	9 (9)	28 (26)	104 (65)	15 (14)	126.5 (94.5)	24.0 (24.5)	3.99 (2.71)	31 (26)	46.3 (35.1)
50～100人未満	478 (480)	31,856.5 (31,959.5)	100 (99)	28 (23)	256 (268)	118 (133)	7 (20)	546.5 (565.5)	84.0 (75.0)	1.72 (1.77)	229 (227)	47.9 (47.3)
100～200人未満	249 (246)	31,213.5 (30,502.5)	169 (152)	33 (31)	360 (322)	182 (160)	36 (39)	840.0 (756.5)	73.5 (79.5)	2.69 (2.48)	171 (162)	68.7 (65.9)
200～300人未満	88 (89)	19,183.5 (19,299.5)	98 (97)	19 (23)	229 (229)	70 (110)	12 (13)	485.0 (507.5)	37.5 (49.5)	2.53 (2.63)	55 (56)	62.5 (62.9)
300～500人未満	61 (62)	20,379.5 (20,579.0)	89 (93)	23 (20)	194 (193)	44 (44)	12 (7)	423.0 (424.5)	40.5 (46.0)	2.08 (2.06)	31 (29)	50.8 (46.8)
500～1,000人未満	31 (33)	19,694.5 (20,978.5)	75 (80)	17 (16)	210 (231)	55 (56)	15 (13)	412.0 (441.5)	29.0 (47.0)	2.09 (2.10)	17 (20)	54.8 (60.6)
1,000人以上	17 (17)	29,280.0 (29,233.5)	119 (128)	17 (14)	406 (368)	83 (76)	20 (19)	712.5 (685.5)	57.5 (67.5)	2.43 (2.34)	12 (10)	70.6 (58.8)

※ ()は平成30年6月1日時点の数値

第6表 障害種別雇用の状況(規模別)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. g.のうち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. g.のうち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち注2の()書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g.のうち新規雇用分	
規模計	3,545.5 (3,475.5)	600 (597)	113 (97)	772 (783)	123 (129)	2,146.5 (2,138.5)	131.5 (156.5)	65 (62)	33 (39)	613 (593)	269 (297)	910.5 (904.5)	90.5 (101.5)	298 (261)	264 (218)	117 (125)	488.5 (432.5)	124.0 (131.0)	
45.5～50人未満	126.5 (94.5)	13 (9)	9 (9)	11 (12)	23 (10)	57.5 (44.0)		2 (1)	0 (0)	8 (6)	53 (33)	38.5 (24.5)		9 (8)	28 (22)	15 (14)	30.5 (26.0)		
50～100人未満	546.5 (565.5)	91 (90)	26 (21)	125 (126)	26 (32)	346.0 (343.0)		9 (9)	2 (2)	89 (98)	25 (60)	121.5 (148.0)		42 (44)	67 (41)	7 (20)	79.0 (74.5)		
100～200人未満	840.0 (756.5)	153 (138)	29 (28)	187 (176)	32 (36)	538.0 (498.0)		16 (14)	4 (3)	119 (98)	84 (67)	197.0 (162.5)		54 (48)	66 (57)	36 (39)	105.0 (96.0)		
200～300人未満	485.0 (507.5)	83 (89)	14 (12)	98 (104)	9 (20)	282.5 (304.0)		15 (8)	5 (11)	87 (95)	30 (60)	137.0 (152.0)		44 (30)	31 (30)	12 (13)	65.5 (51.5)		
300～500人未満	423.0 (424.5)	82 (79)	14 (10)	102 (109)	7 (11)	283.5 (282.5)		7 (14)	9 (10)	66 (55)	16 (17)	97.0 (101.5)		26 (29)	21 (16)	12 (7)	42.5 (40.5)		
500～1,000人未満	412.0 (441.5)	65 (74)	8 (8)	97 (111)	10 (9)	240.0 (271.5)		10 (6)	9 (8)	68 (76)	23 (24)	108.5 (108.0)		45 (44)	22 (23)	15 (13)	63.5 (62.0)		
1,000人以上	712.5 (685.5)	113 (118)	13 (9)	152 (145)	16 (11)	399.0 (395.5)		6 (10)	4 (5)	176 (165)	38 (36)	211.0 (208.0)		78 (58)	29 (29)	20 (19)	102.5 (82.0)		

※ ()は平成30年6月1日時点の数値

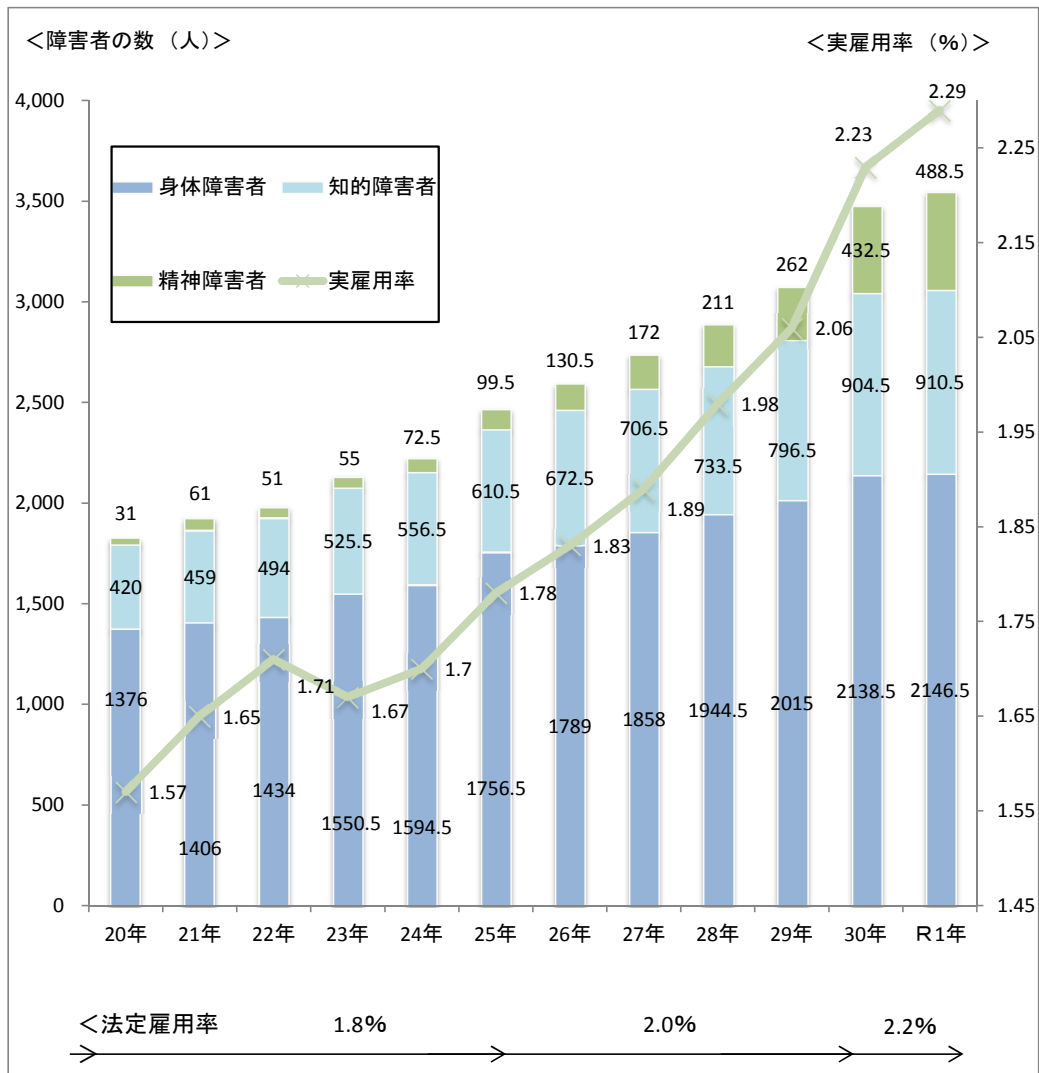
第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用 未達成企業 の数	② 不足数							③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	
規模計	445 (100.0%)	350 (78.7%)	54 (12.1%)	20 (4.5%)	12 (2.7%)	9 (2.0%)	— —	— —	304 (68.3%)
45.5～ 100人未満	285 (100.0%)	282 (98.9%)	3 (1.1%)	— —	— —	— —	— —	— —	269 (94.4%)
100～ 200人未満	78 (100.0%)	45 (57.7%)	27 (34.6%)	5 (6.4%)	1 (1.3%)	— —	— —	— —	32 (41.0%)
200～ 300人未満	33 (100.0%)	14 (42.4%)	12 (36.4%)	4 (12.1%)	2 (6.1%)	1 (3.0%)	— —	— —	3 (9.1%)
300～ 500人未満	30 (100.0%)	6 (20.0%)	9 (30.0%)	7 (23.3%)	4 (13.3%)	4 (13.3%)	— —	— —	0 (0.0%)
500～ 1,000人未満	14 (100.0%)	3 (21.4%)	3 (21.4%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	3 (21.4%)	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	5 (100.0%)	— —	— —	2 (40.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	— —	— —	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

民間企業における障害者の実雇用率と雇用者数の推移



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

期間	障害者の数
平成17年まで	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年以降 平成22年まで	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5でカウント)
平成23年以降	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者(※) (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- 平成27年6月2日より前に採用されたものであって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年以降平成29年までは2.0%、平成30年以降は2.2%となっている。

2. 公的機関における障害者雇用状況(概況)

①公的機関の障害別雇用状況

第8表 県機関 (法定雇用率2.5%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注1の() 書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G. うち新規雇用分			
機関 3	人 5,055.5	人 36	人 4	人 38	人 13	人 1	人 121.0	人 15.0	% 2.39	機関 1	% 33.3
(3)	(5,098.5)	(35)	(1)	(40)	(9)	(3)	(117.0)	(7.0)	(2.29)	(1)	(33.3)

第9表 県教育委員会(法定雇用率2.4%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注1の() 書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G. うち新規雇用分			
機関 1	人 10,000.0	人 39	人 0	人 63	人 2	人 0	人 142.0	人 9.5	% 1.42	機関 0	% 0.0
(1)	(9,228.5)	(39)	(0)	(64)	(0)	(0)	(142.0)	(8.0)	(1.54)	(0)	(0.0)

第10表 市町村等機関(法定雇用率2.5%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注1の() 書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G. うち新規雇用分			
機関 60	人 16,818.5	人 80	人 3	人 135	人 8	人 5	人 304.5	人 36.0	% 1.81	機関 25	% 41.7
(59)	(16,325.5)	(96)	(3)	(118)	(9)	(4)	(319.5)	(53.0)	(1.96)	(27)	(45.8)

第11表 独立行政法人(法定雇用率2.5%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注1の() 書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G. うち新規雇用分			
機関 3	人 458.0	人 3	人 1	人 4	人 4	人 0	人 13.0	人 0.0	% 2.84	機関 3	% 100.0
(3)	(416.0)	(3)	(1)	(2)	(4)	(1)	(11.5)	(2.0)	(2.76)	(3)	(100.0)

※()は平成30年6月1日時点の数値

②公的機関の各機関別の状況

第12表 県機関の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,055.5	121.0	2.39	8.5	
青森県知事部局	3,932.0	102.5	2.61	0.0	
青森県病院局	732.5	11.0	1.50	7.0	
青森県警察本部	391.0	7.5	1.92	1.5	

第13表 県教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	10,000.0	142.0	1.42	98.0	
青森県教育委員会	10,000.0	142.0	1.42	98.0	

第14表 市町村等機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	16,818.5	304.5	1.81	115.5	
青森市	1,807.0	32.0	1.77	13.0	
弘前市	1,351.5	21.0	1.55	12.0	
八戸市	1,421.5	25.0	1.76	10.0	
黒石市	305.0	7.0	2.30	0.0	
五所川原市	588.5	11.0	1.87	3.0	注2 (A)
十和田市	391.0	11.0	2.81	0.0	
三沢市	422.5	13.0	3.08	0.0	
むつ市	562.5	7.0	1.24	7.0	
つがる市	266.0	6.0	2.26	0.0	
平川市	410.5	6.0	1.46	4.0	注2(A)
平内町	285.0	2.0	0.70	5.0	
今別町	97.0	2.0	2.06	0.0	
蓬田村	79.0	2.5	3.16	0.0	
外ヶ浜町	151.0	4.0	2.65	0.0	
鱒ヶ沢町	224.0	2.0	0.89	3.0	
深浦町	212.5	4.0	1.88	1.0	
西目屋村	-	-	-	-	注1
藤崎町	186.5	4.0	2.14	0.0	
大鰐町	193.0	7.0	3.63	0.0	
田舎館村	88.0	4.0	4.55	0.0	
板柳町	168.0	2.0	1.19	2.0	
鶴田町	152.5	4.0	2.62	0.0	
中泊町	174.0	2.0	1.15	2.0	
野辺地町	203.5	3.0	1.47	2.0	
七戸町	172.0	4.0	2.33	0.0	
六戸町	113.0	0.0	0.00	2.0	
横浜町	122.0	1.0	0.82	2.0	
東北町	225.0	4.0	1.78	1.0	
六ヶ所村	266.5	2.0	0.75	4.0	
おいらせ町	252.0	4.0	1.59	2.0	
大間町	69.5	1.0	1.44	0.0	
東通村	145.0	1.0	0.69	2.0	
風間浦村	57.5	0.0	0.00	1.0	
佐井村	52.0	3.0	5.77	0.0	
三戸町	208.0	3.0	1.44	2.0	
五戸町	288.0	4.0	1.39	3.0	
田子町	87.0	1.0	1.15	1.0	
南部町	290.0	6.0	2.07	1.0	
階上町	84.0	2.0	2.38	0.0	
新郷村	118.5	0.0	0.00	2.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
青森市教育委員会	269.5	7.0	2.60	0.0	
弘前市教育委員会	305.5	1.5	0.49	5.5	
八戸市教育委員会	288.5	5.0	1.73	2.0	
黒石市教育委員会	89.0	1.0	1.12	1.0	
五所川原市教育委員会	-	-	-	-	注2(B)
十和田市教育委員会	76.5	2.0	2.61	0.0	
三沢市教育委員会	85.5	4.0	4.68	0.0	
むつ市教育委員会	148.5	3.0	2.02	0.0	
つがる市教育委員会	57.5	0.0	0.00	1.0	
平川市教育委員会	-	-	-	-	注2(B)
青森市企業局水道部	174.5	5.0	2.87	0.0	
青森市企業局交通部	140.0	4.5	3.21	0.0	
弘前市水道部	110.0	3.0	2.73	0.0	
八戸圏域水道企業団	155.0	5.0	3.23	0.0	
八戸市交通部	95.0	2.0	2.11	0.0	
八戸市立市民病院	664.0	15.0	2.26	1.0	
むつ総合病院	459.5	9.0	1.96	2.0	
十和田市立中央病院	271.0	4.0	1.48	2.0	
つがる西北五広域連合病院事業	573.5	6.0	1.05	8.0	
三沢市立三沢病院	174.0	7.0	4.02	0.0	
弘前市立病院	162.5	2.0	1.23	2.0	
黒石病院	189.0	1.0	0.53	3.0	
十和田市上下水道部	40.0	0.0	0.00	1.0	

※注1の機関は①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が40.0人未満のため通報対象外。

※注2の機関は特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすもの。

第15表 独立行政法人(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	458.0	13.0	2.84	0.0	
公立大学法人 青森県立保健大学	105.0	3.0	2.86	0.0	
公立大学法人 青森公立大学	69.0	2.0	2.90	0.0	
地方独立行政法人 青森県産業技術センター	284.0	8.0	2.82	0.0	

[参考]

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,862.5	46.5	2.50	0.0	
国立大学法人弘前大学	1,862.5	46.5	2.50	0.0	

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用の義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

○ 民間企業

- ・ 一般の民間企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.2% [2.0%]

(対象企業:45.5人[50人]以上規模の企業)

- ・ 特殊法人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.5% [2.3%]

(対象法人:40人[43.5人]以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等)

○ 国、地方公共団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.5% [2.3%]

(対象機関:職員数40人[43.5人]以上規模の機関)

○ 都道府県等の教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.4% [2.2%]

(対象機関:職員数42人[45.5人]以上規模の機関)

※ ()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ []内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者及び短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者及び短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については、1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者及び短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ（民間企業）

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告（毎年6月1日の状況）

（障害者雇用促進法 第43条第7項）

雇入れ計画作成命令（2年計画）

翌年1月を始期とする2年間の計画（※）を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出
（同法第46条第1項）

雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画1年目12月）
（同法第46条第6項）

特別指導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提をした特別指導を実施（計画終了後に9か月間）

企業名の公表

（同法第47条）

特に不足数の多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※ 「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準

- ① 「実雇用率が全国平均値未満、かつ不足数5人以上」の場合
- ② 「実雇用率に関係なく、不足数10名以上」の場合
- ③ 「法定雇用数が3人または4人であり、雇用障害者数が0人（実雇用率が0%）の場合